

事務連絡  
令和5年2月13日

各〔都道府県〕  
〔保健所設置市〕生活衛生担当課 御中  
〔特別区〕

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

公衆浴場等における入浴着を着用した入浴への  
理解の促進について（周知依頼）

平素より生活衛生対策に格別のご高配を賜り、御礼申し上げます。

標記については、「ユニバーサル観光の推進について」（平成23年1月17日総務省・厚生労働省・国土交通省事務連絡）及び「公衆浴場における入浴着を着用した入浴等への理解の促進について（周知）」（平成30年6月28日厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課事務連絡）により、管内の入浴施設等の事業者に対し周知徹底を図り、適切な対応がとられるようご協力をお願いしてきたところです。

「公衆浴場における乳がん患者の入浴着を着用した入浴について（依頼）」（令和4年12月5日厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課事務連絡）により都道府県等の周知状況等の報告をお願いしたところ、その結果を取りまとめるとともに、併せて当課が実施した事業者向けWEBアンケートの結果も取りまとめましたので、別添1のとおり、情報提供いたします。今般の調査の結果をみると、都道府県等において事業者等への周知を行っていないという回答や、事業者において入浴着を着用した入浴を認めていないという回答がございます。

都道府県・保健所設置市・特別区におかれましては、入浴施設等の入浴着を着用した入浴について、下記の周知の好事例も参考に、入浴着理解促進ポスター（別添2）を活用いただく等して、管内の入浴施設等に周知徹底を図り、適切な対応がとられるようご協力をお願いいたします。

また、入浴施設等の利用者の理解促進に向けて、がん対策主管部局等の関係部署とも連携しつつ、都道府県等のホームページや広報誌で周知を行うなど、積極的な情報発信を行うようご協力をお願いします。

## 記

(都道府県等による周知の好事例)

- ・自治体が月に一度発行する広報誌に、入浴着を着用した入浴に関する記事を掲載した。
- ・管内事業者を対象として開催する衛生講習会において、入浴着を着用した入浴の周知を併せて実施した。
- ・自治体のホームページにパンフレットを掲載するとともに、管内事業者に対し、当該パンフレットを配布した。
- ・衛生部局だけでなく、がん対策等の関係部局のホームページにおいても周知を行った。
- ・衛生等の指導監視の際に、併せて入浴着に関する周知を行った。
- ・患者団体による入浴着の周知活動に協力を行った。

(別添 1) 「公衆浴場法及び旅館業法の適用を受ける入浴施設における入浴着を着用した入浴に係る調査」結果概要

(別添 2) 入浴着理解促進ポスター